

(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 4 月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）についての環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成30年2月14日（水）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成30年2月14日（水）付 宮崎日日新聞

※平成30年3月8日（木）及び9日（金）に開催する説明会についての公告を含む。

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙2参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報もろつか2月号（平成30年2月1日（木）発行）
- ・広報五ヶ瀬2月号（平成30年2月9日（金）発行）

③インターネットによるお知らせ

平成30年2月14日（水）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・宮崎県のウェブサイト（別紙3-1参照）

<http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/data/assessment/>

- ・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ（別紙3-2参照）

<http://www.jre.co.jp/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 2 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 諸塚村役場

宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代 2683 番地 (1 階 村民ホール)

- ・ 五ヶ瀬町役場

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670 番地 (2 階 企画課)

②インターネットの利用による縦覧

- ・ ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ

<http://www.jre.co.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：平成 30 年 2 月 14 日 (水) から平成 30 年 3 月 16 日 (金) まで
(土・日曜日、祝日を除く。)
- ・ 縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 0 件であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の 2 の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1、別紙 2、別紙 3 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

①平成 30 年 3 月 8 日 (木)

・開催時間及び場所：

18:30～20:00 五ヶ瀬町 荒踊の館
(宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 3216-1)

来場者数：9 名

②平成 30 年 3 月 9 日 (金)

・開催時間及び場所：

18:30～20:00 諸塚村小原井生活改善センター
(宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山 3763-1)

来場者数：15 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 30 年 2 月 14 日 (水) から平成 30 年 3 月 30 日 (金) まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた (別紙 4 参照)。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 3 通であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づく環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は32件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は0件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>貴重なご意見を頂きありがとうございます。頂きましたご意見は全て要約せずに記載しております。</p>
2	<p>1.10.1.4-4の「バットディテクターによる捕獲調査」とはどのような捕獲を行うのか、詳細な手法について説明すること。</p>	<p>申し訳ございません。「iv. バットディテクターによる捕獲調査」は「iv. バットディテクターによる任意調査」の誤りでした。調査内容については、準備書 p10.1.4-4 に記載しておりますとおり、以下の調査手法になります。</p> <p>「日没後約 2 時間程度、調査範囲内を任意に踏査し、バットディテクター（機種名：「MINI3 BAT DETECTOR」 ULTRA SOUND ADVICE 社製、「D100」ピーターソン社製）によりコウモリ類の発する超音波の確認状況等を記録した。」</p>
3	<p>2. コウモリ類の定点調査において B1 は調査範囲から 500m 外側、B2 は対象事業実施区域内で 11 日の調査期間中、1 日半しか調査されていない。すなわち調査の失敗である。さらにこの調査は平成 28 年に実施されているが、なぜ平成 29 年に再調査を行わなかったのか、理由を説明すること。</p>	<p>コウモリ類の定点調査の調査地点は、既設の中九州大仁田山風力発電所（B1）と本事業の対象事業実施区域（B2）の 2 地点に設定しました。調査地点の選定にあたっては、同様な環境であることにも留意しました。観測の結果、ご指摘のとおり、本事業の対象事業実施区域の調査地点 B2 については、機器の不具合により 2 日程度しか記録できておりませんでした。コウモリ類のエコロケーションパルスが多く確認されました。類似環境の既設の中九州大仁田山風力発電所の調査地点（B1）と似たような出現状況であることも推測され、尚且つ、既設の中九州大仁田山風力発電所においてはコウモリ類のエコロケーションパルスが多く確認されたにもかかわらず、1 年間バットストライク調査を実施した結果、死骸は 1 例も確認されなかったことから、調査の成果は得られたものと考えております。</p>
4	<p>3.コウモリ類の定点調査期間が不適切である。なぜ有識者 A の指示にあるコウモリのガイドラインに従い、コウモリ類の活動期を通した再調査を行わなかったのか、理由を述べること。</p> <p>なおこのガイドラインの原本は 2015 年（平成 27 年）に出版されており、環境コンサルタント（特に風力）を自負する業者は知っていて当然のことである。</p>	<p>本準備書は方法書の審査を受け、審査で頂いたご意見を踏まえて調査、予測及び評価を行っております。また、方法書縦覧時にコウモリに対するご意見を頂き、準備書 p6.1-4 に記載のとおり、それらの頂いたご意見を踏まえて調査及び予測を実施致しました。</p> <p>なお、準備書 p8.2-3 に掲載しております有識者 A には平成 30 年 1 月 27 日にヒアリングを実施し、そのご意見を踏まえて、準備書の調査結果の取りまとめ、予測及び評価を実施しております。</p>

（表は次ページに続く）

(表は前ページの続き)

5	4.「隣接した風力発電所ではバットストライクがなかったことから影響は小さいものと予測する」旨の記述があるが、環境影響評価を蔑ろにした予測である。この予測が成り立つならば、本件における環境影響評価自体を行う必要はないだろう。誠実な環境影響評価を行うつもりはあるのか見解を述べよ。	予測評価の手法の一つとして、類似事例の引用というものがございます。本事業は既設の中九州大仁田山風力発電所に隣接しており、隣接する既設の中九州大仁田山風力発電所において1年間事後調査を実施した結果を類似事例として用いることは有効であると考えております。
6	5.「予測には不確実性を伴う」と記述されているが、適切な位置による「コウモリ類の定点調査」をコウモリの活動期を通じて実施すれば、予測に確実性を持つ定量的なデータが得られることはすでに明らかとなっている。なぜ最新の事例に基づいた環境影響評価を実施しないか見解を述べよ。	隣接する中九州大仁田山風力発電所において、稼働後1年間バットストライク調査を実施した結果、コウモリの死骸は確認されなかったことから、ブレード・タワー等へ接近・接触する可能性は低く、影響は小さいものと予測しております。また、有識者Aより推奨されたガイドラインはございますが、現状としましては国内における衝突に係る既往知見は少ない状況であるため、予測には不確実性を伴うことから、事後調査を実施することとしております。
7	6.コウモリ類についての調査・予測評価のやり直しを行うべきである。	上記に記載しましたように、本準備書は方法書の審査を受け、審査で頂いたご意見を踏まえて調査、予測及び評価を行っております。また、隣接する既設の中九州大仁田山風力発電所において1年間事後調査を実施した結果を類似事例として用いて予測評価を行っており、この予測評価は有効であると考えております。
8	7.コウモリ類は鳥獣保護法における「保護動物」である。従って事後調査においては廃棄せず、すべての個体について専門家による同定を依頼すること。	死骸発見時の対応としましては、本準備書p10.3-2に記載しておりますフローに基づき連絡、報告を行うこととしております。また、衝突事例の整理に際しては、普通種も含めたすべての種を対象としております。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (2)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>■P779～P781 重要な哺乳類（コウモリ類）への影響予測（ブレード、タワーへの接近接触）について</p> <p>「対象事業実施区域内で確認されており、コウモリ類のブレードへの衝突・接近に伴う死亡事例も報告されていることから、ブレード・タワー等への接近・接触が発生する可能性が考えられる。しかしながら、移動経路を阻害するような面的な構造物を建設するものではなく、周辺には迂回可能な空間が確保されていること、隣接する中九州大仁田山風力発電所において、稼働後1年間バットストライク及びバットストライク調査を実施したが、コウモリの死骸は確認されなかったことから、ブレード・タワーへ接近・接触する可能性は低く、影響は小さいものと予測する。但し、本種の衝突に係る既往知見は十分ではないことから、予測には不確実性が伴う。」とあるが</p> <p>「周辺には迂回可能な空間が確保されていること」により「ブレード・タワーへ接近・接触する可能性は低い」とした「科学的根拠」つまり「コウモリ類の迂回可能な距離」についての引用論文を述べよ。</p>	<p>風力発電機は一定の距離を置いて設置する計画であり、本事業における風力発電機間の距離は最も狭いものでも約200mの離隔があります。本事業は、準備書に記載しておりますように、移動経路を阻害するような構造物を建設する面的な開発ではなく、点的な開発になり、その距離も約200m以上確保されていることから、「周辺には迂回可能な空間が確保されている」とものと考えております。</p>
10	<p>■P779～P781 重要な哺乳類（コウモリ類）への影響予測（ブレード、タワーへの接近接触）について</p> <p>「対象事業実施区域内で確認されており、コウモリ類のブレードへの衝突・接近に伴う死亡事例</p>	<p>隣接する中九州大仁田山風力発電所において、稼働後1年間実施したバットストライク及びバットストライク調査の調査内容は以下のとおりです。</p> <p>・調査方法：調査員または現地監視員による踏査を実施し、風力発電機周辺120m程度の</p>

(表は前ページの続き)

	<p>も報告されていることから、ブレード・タワー等への接近・接触が発生する可能性が考えられる。しかしながら、移動経路を阻害するような面的な構造物を建設するものではなく、周辺には迂回可能な空間が確保されていること、隣接する中九州大仁田山風力発電所において、稼働後 1 年間バードストライク及びバットストライク調査を実施したが、コウモリの死骸は確認されなかったことから、ブレード・タワーへ接近・接触する可能性は低く、影響は小さいものと予測する。但し、本種の衝突に係る既往知見は十分ではないことから、予測には不確実性が伴う。」とある。</p> <p>①上記予測をする前に「隣接する中九州大仁田山風力発電所において、稼働後 1 年間バードストライク及びバットストライク調査を実施した」という事後調査内容、つまり、調査頻度、調査面積、調査時間、調査者の死体発見率、当該地域のコウモリの死体消失率を述べよ。</p>	<p>バードストライクの有無を確認する。調査手法は「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に基づき実施する。また、バットストライクの有無についても併せて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査時期：稼働後 1 年間 (2 週間に 1 回程度) 調査地点：風力発電機周辺 120m 程度の範囲 <p>なお、調査者の死体発見率は、コウモリは確認無しですが、鳥類では準備書 p10.1.4-252 に記載しておりますように、1 年間調査を実施した結果、合計 7 件の死骸が確認されました。当該地域のコウモリの死体消失率は分かりませんが、同様に消失率が高いとされているマミジロ、キビタキ等の小鳥類の死骸は事後調査において確認されています。</p>
11	<p>②コウモリの死体は小さいので、スカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月 2 回程度の調査で「死体がなかった」といっても信用に値しない。また草地や樹林内に落ちた死体を見つけることは、まず不可能である。事業者の「事後調査結果」は過小評価している可能性が高い。</p>	<p>1 年間の事後調査においてコウモリ類の死骸が確認されなかったことから影響は小さいものと予測しておりますが、ご指摘のとおり、スカベンジャーに持ち去られてすぐに消失した可能性も考えられます。このことも含め、国内における衝突に係る既往知見は少ない状況であるため、予測には不確実性を伴うことから、事後調査を実施することとしております。</p>
12	<p>③そもそも「隣接する発電所で死体が見つからなかった」としても、「当該地域でバットストライクが起きる可能性が低い」とは言えない。例えば、「隣人が交通事故に遭わなかった」からと言って、「自分が交通事故に遭わない」とは必ずしも言えないのと同じである。</p> <p>以上のことから「コウモリ類への影響は小さい」とは言えず、事業者の予測は、「適切とは言えない」。</p>	<p>予測評価の手法の一つとして、類似事例の引用というものがございます。本事業は既設の中九州大仁田山風力発電所に隣接しており、隣接する既設の中九州大仁田山風力発電所において 1 年間事後調査を実施した結果を類似事例として用いることは有効であると考えております。しかしながら、国内における衝突に係る既往知見は少ない状況であるため、予測には不確実性を伴うことから、事後調査を実施することとしております。</p>
13	<p>■P779～P781 重要な哺乳類 (コウモリ類) への影響予測 (ブレード、タワーへの接近接触) について</p> <p>「対象事業実施区域内で確認されており、コウモリ類のブレードへの衝突・接近に伴う死亡事例も報告されていることから、ブレード・タワー等への接近・接触が発生する可能性が考えられる。しかしながら、移動経路を阻害するような面的な構造物を建設するものではなく、周辺には迂回可能な空間が確保されていること、隣接する中九州大仁田山風力発電所において、稼働後 1 年間バードストライク及びバットストライク調査を実施したが、コウモリの死骸は確認されなかったことから、ブレード・タワーへ接近・接触する可能性は低く、影響は小さいものと予測する。但し、本種の衝突に係る既往知見は十分ではないことから、予測には不確実性が伴う。」とあるが</p> <p>「予測が不確実」なのは、対象事業実施区域内において年間 1.5 日しか高高度の自動録音調査をしていないからであろう。自らの「調査ミス」を棚上げして、「予測の不確実性」に言及するのは、論点のすりかえである。</p>	<p>予測評価の手法の一つとして、類似事例の引用というものがございます。本事業は既設の中九州大仁田山風力発電所に隣接しており、隣接する既設の中九州大仁田山風力発電所において 1 年間事後調査を実施した結果を類似事例として用いることは有効であると考えております。しかしながら、国内における衝突に係る既往知見は少ない状況であるため、予測には不確実性を伴うことから、事後調査を実施することとしております。</p>
14	<p>■「コウモリ類の衝突に係る既往知見」が何例あれば「予測が確実」にできるのか？これは連続性の虚偽による論点のすり替えである。バットスト</p>	<p>現状としましては国内におけるコウモリ類の衝突に係る既往知見は少ない状況です。また、バットストライクの定量的な予測手法は確立されておら</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>ライクについて、既に大量の知見が集積している。事業者は「曖昧な記載」をしてコウモリ類への保全措置をしないつもりか。</p>	<p>ず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されることから、予測の結果には不確実性が伴うと考えています。そのため、本事業においても事後調査を実施し、その結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針として、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて追加的な環境保全措置を検討することとしております。</p>
15	<p>■高高度の調査日数がたったの1.5日 事業者が「対象事業実施区域」で高高度のコウモリ調査をした（録音できた）のは6月2日～3日の「1.5日」であるが「年間たった1.5日の調査」にかかわらず対象事業実施区域内で多数のコウモリが確認されている。しかし、事業者及び委託先は上記の不適切な予測を行った上で、適切な保全措置をせず、事後調査のあとまで先延ばしにするという。本事業者「ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社」及び委託先「一般財団法人日本気象協会」の環境保全に対する姿勢は「十分適切ではない」のは理解した。対象事業実施区域内において重点的な調査をやり直し、影響予測をすること。</p>	<p>コウモリ類の定点調査の調査地点は、既設の中九州大仁田山風力発電所（B1）と本事業の対象事業実施区域（B2）の2地点に設定しました。調査地点の選定に当たっては、同様な環境であることにも留意しました。観測の結果、ご指摘のとおり、本事業の対象事業実施区域の調査地点 B2 については、機器の不具合により2日程度しか記録できておりませんでした。コウモリ類のエコロケーションパルスが多く確認されました。類似環境の既設の中九州大仁田山風力発電所の調査地点（B1）と似たような出現状況であることも推測され、尚且つ、既設の中九州大仁田山風力発電所においてはコウモリ類のエコロケーションパルスが多く確認されたにもかかわらず、1年間バットストライク調査を実施した結果、死骸は1例も確認されなかったことから、調査の成果は得られたものと考えております。</p>
16	<p>■本準備書で、調査の結果得られた「風速とコウモリの出現量の相関」を「影響予測と保全措置に一切反映しない」合理的理由は何か？</p>	<p>本事業に隣接する既設の中九州大仁田山風力発電所において1年間事後調査を行った結果、コウモリ類の死骸が確認されなかったことから影響は小さいものと予測しております。しかしながら、国内における衝突に係る既往知見は少ない状況であるため、予測には不確実性を伴うことから、事後調査を実施し、その結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針として、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて追加的な環境保全措置を検討することとしております。</p>
17	<p>■P1021 保全措置「ライトアップを行わない」はバットストライクの「低減効果」がない 「鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘引される可能性を低減するため、ライトアップを行わない」とあるが、ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。研究によれば昆虫類が誘引されるのはライトアップだけでなくナセルの熱も要因であることがわかっている。 ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって、「夜間のライトアップを行わない」ことにより「バットストライクが低減される」わけではない。</p>	<p>予測においては影響の可能性のあるものを選定しております。 ご指摘のナセルの熱もさることながら、風力発電機のライトアップも走光性の昆虫類を誘引する可能性がございます。また、コウモリ類の種によっては人工構造物にコロニーを形成する種もいることから、バットストライクの発生は様々な要因によるものと考えておりますので、必ずしも効果がないとは考えておりません。</p>
18	<p>■コウモリ類の保全措置（フェザリング等）を事後調査のあとまで先延ばしにする根拠はなにか 事業者の調査結果から対象事業実施区域に重要なコウモリ類が生息することが判明した。定性的予測ならば「コウモリ類への影響がある」のは確実である。「不確実性が伴う」としても、「影響がある」ならば、なぜ「フェザリング（ブレードの回転制御）等の環境保全措置」の検討を「重要なコウモリ類への著しい影響が生じると判断した際」まで先延ばしにしてよい根拠になるのか？ 「不確実性を伴うにせよ影響が予測される」ならば、事業者は省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十八条に従い、実行可能な範囲で影響を回避・低減するべきではないのか？</p>	<p>本事業に隣接する既設の中九州大仁田山風力発電所において1年間事後調査を行った結果、コウモリ類の死骸が確認されなかったことから影響は小さいものと予測しております。しかしながら、バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されることから、予測の結果には不確実性が伴うと考えています。 したがって、事後調査を行い、バットストライクが相当数確認された場合には発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討します。ご指摘のフェザリングについても、追加的な環境保全措置の候補の一つになるも</p>

(表は次ページに続く)

	<p>----- 第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。 -----</p>	<p>のと考えています。</p>
<p>19</p>	<p>■コウモリ類を殺すな 事業者は風車 1 基あたり年間何個体のコウモリを殺すつもりか？そもそもコウモリを殺すことは法律で禁止されている。コウモリが風車で死ぬことを予想しながら「適切な保全措置」をとらないのは、「未必の故意」である。 バットストライクを低減する効果が確認されているのは「カットイン風速を上げること」、「低速風時のフェザリング」である。「ライトアップをしないこと」はバットストライクの低減効果が確認されていない。 風発事業者ならば法律を遵守しなくてもよいのか？</p>	<p>本事業に隣接する既設の中九州大仁田山風力発電所において 1 年間事後調査を行った結果、コウモリ類の死骸が確認されなかったことから影響は小さいものと予測しておりますが、事後調査を行い、バットストライクが相当数確認された場合には発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討します。ご指摘のフェザリングについても、追加的な環境保全措置の候補の一つになるものと考えています。</p>
<p>20</p>	<p>■国内事例の数は保全措置をしなくてよい根拠にならない 前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）は実施しない（できない）」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置の実施は技術的に可能である。</p>	<p>本事業に隣接する既設の中九州大仁田山風力発電所において 1 年間事後調査を行った結果、コウモリ類の死骸が確認されなかったことから影響は小さいものと予測しておりますが、国内における衝突に係る既往知見は少ない状況であるため、バットストライクに関する予測には不確実性が伴うと考えています。そのため、事後調査を行い、バットストライクが相当数確認された場合には発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討します。</p>
<p>21</p>	<p>■国内手法の確立は保全措置をしなくてよい根拠にならない 前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）を実施しない（できない）」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげることと低速風時のフェザリング」は、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた論点のすり替えである。そもそも先事例はあるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能であろう。 事業者はコウモリ類への環境保全措置「カットイン速度を上げることとフェザリング（ブレードの回転制御）の環境保全措置」について「事後調査の後」まで先延ばしにせず、「準備書段階」で検</p>	<p>本事業に隣接する既設の中九州大仁田山風力発電所において 1 年間事後調査を行った結果、コウモリ類の死骸が確認されなかったことから影響は小さいものと予測しております。しかしながら、バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されることから、予測の結果には不確実性が伴うと考えています。 したがって、事後調査を行い、バットストライクが相当数確認された場合には発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討します。ご指摘のフェザリングについても、追加的な環境保全措置の候補の一つになるものと考えています。</p>

(表は前ページの続き)

	<p>話し、確実に実施すること。</p>	
22	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。欧米の研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることがすでに判明している。</p>	<p>「ライトアップを実施しない」措置は、昆虫類の誘引を低減することが可能であると考えられることから、ひいてはコウモリ類の誘引の程度を低減できるのではないかと考えております。</p> <p>なお、当該措置はコウモリ類に特化したものではなく、渡り鳥等鳥類への影響の低減にもつながる環境保全措置となります。</p>
23	<p>■「できる限りのコウモリ類の保全措置」とは「経済的コストの全くかからない方法」か</p> <p>事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのか？既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている（というよりも、今のところバットストライクの低減効果がある保全措置はそれ以外に発見されていない。ヨーロッパで本手法が「保全措置の原則」とされているのはそのためである）。</p> <p>事業者は「収益が減るからカットインを上げるなどの保全措置を実施しない」つもりではないのか？しかしカットインをあげるなどコウモリの保全措置に経済的コストが生じるのは避けられないが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている。</p>	<p>本事業に隣接する既設の中九州大仁田山風力発電所において1年間事後調査を行った結果、コウモリ類の死骸が確認されなかったことから影響は小さいものと予測しております。しかしながら、バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されることから、予測の結果には不確実性が伴うと考えています。</p> <p>したがって、事後調査を行い、バットストライクが相当数確認された場合には発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討します。ご指摘のフェザリングについても、追加的な環境保全措置の候補の一つになるものと考えています。</p>
24	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事ではない。</p>	<p>本事業に隣接する既設の中九州大仁田山風力発電所において1年間事後調査を行った結果、コウモリ類の死骸が確認されなかったことから影響は小さいものと予測しております。しかしながら、バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されることから、予測の結果には不確実性が伴うと考えています。</p> <p>したがって、順応的管理の考え方を取り入れ、事後調査の結果及び専門家等の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております。</p>
25	<p>■専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。</p> <p>専門家ヒアリングは適切な時期に実施するべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載するべきではないのか。</p>	<p>専門家 A へのヒアリングは平成 30 年 1 月 27 日に実施致しました。評価書においては、専門家へのヒアリング年月日を記載致します。</p>
26	<p>■コウモリ類の事後調査について</p> <p>コウモリ類の死体は小さいため、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて短時間で消失してしまう。コウモリについては最低でも月 4 回以上の死体探索を行うべきだ。月 1～2 回程度の頻度では、コウモリの事後調査として不適切である。</p>	<p>バードストライク及びバットストライクの調査頻度は 2 週間に 1 回ですが、点検等の見回り時にも確認に努めており、その結果、コウモリ類と同様に消失率が高いとされているマジジロ、キビタキ等の小鳥類の死骸は事後調査において確認されています。</p>
27	<p>■コウモリ類の事後調査について</p> <p>前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に 2 回とし、あと 2 回は定期点検</p>	<p>上記に記載しましたように、バードストライク及びバットストライクの調査頻度は 2 週間に 1 回ですが、点検等の見回り時にも確認に努めておりま</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死体発見率が全く異なることが予想される。よって、「コウモリの死体消失率」、「定期点検者と生物調査員それぞれのコウモリ類の死体発見率」を示すこと。</p>	<p>す。その結果、コウモリ類と同様に消失率が高いとされているマミジロ、キビタキ等の小鳥類の死骸は事後調査において確認されており、7例のうち5例が定期点検者により確認されました。</p>
28	<p>■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>頂きましたご意見は全て要約せずに記載しております。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (3)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	<p>この度、貴社が作成された（仮称）第二中九州大仁田山風力発電事業に係る環境影響評価準備書について、次のとおり意見を提出します。</p> <p>(1)工事期間について 準備書によると、工事期間が4月から12月となっているが、工事の始まりを遅くして頂きたい。また、工事期間中の野鳥（特にクマタカ）の行動の変化にも気をつけて頂きたい。 準備書によると、平成27年3月にクマタカの営巣木が確認され、抱卵まで確認されたが、4月にエリアB（小原井）で、5月にエリアA（桑の木谷）でそれぞれ営巣放棄が確認されている。4月から工事が始まれば工事車両が行き来し、重機類が作動し、この年同様の営巣放棄や生息地の放棄（事実上の生息地からの追い出し）といった影響が懸念される。 近くにクマタカの営巣が確認された場合は造成工事を中断する等が必要であり、実施区域に営巣がなくとも、工事による上記の影響を常に監視し、慎重に検討して頂きたい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 工事期間については4月から12月の予定であり、クマタカの造巣期、抱卵前期に該当する1月から3月までは工事を実施しない計画であり、対象事業実施区域周囲に生息する3ペアの営巣地から風力発電機設置予定場所までは概ね1.5km以上離れていることから、クマタカの繁殖に対する影響は小さいものと考えております。しかしながら、近くにクマタカの営巣が確認された場合は、専門家への意見聴取を行い、工事による影響が著しいと判断された場合は、造成工事を中断する等の措置を検討します。また、詳細な工事工程は確定していませんが、実施可能な範囲でクマタカ等の野鳥の繁殖に配慮した工程を検討したいと考えております。</p>
30	<p>(2) 風力発電機設置予定箇所について クマタカの小原井ペアについては再度調査し、高利用域に近い発電機建設は中止を含めて再検討すべきである。 環境省監修の「猛禽類保護の進め方（改訂版）」によれば、クマタカについては「年間を通じて営巣木を中心とした半径1.5kmの範囲を高利用域として扱う」とある。そして、今回の準備書にもこれに抵触しない「稜線からの各ペアの営巣地までは約1.5km以上離れている」と記されている。しかし、小原井ペアについては風力発電機設置予定場所から1.5km以内に有り、しかも現地を調査したところ、この近辺ではこのペアの営巣場所を含む高利用域だけが、つい最近広く伐採されており、営巣木を変えざるを得ない状況になっていた。このペアがなわばりの中で営巣木を探すことになれば、更に風力発電機建設予定地に近くなることが懸念される。再度、小原井ペアの調査を行い、約1.5km以内の建設は計画変更を含めて再検討すべきである。</p>	<p>小原井ペアについては、2営巣期目の平成28年は、1営巣期の平成27年よりやや改変区域に近づいた場所に営巣地を移動させたものの、風力発電機設置予定地から営巣地までは約1.5kmの離隔がございます。環境省監修の「猛禽類保護の進め方（改訂版）」によれば、高利用域に対する保全措置としては、「営巣中心域ほどではないが、この区域内での行為は特に営巣期のクマタカ親鳥の行動に影響を与える可能性があり、それが原因で繁殖に失敗することが考えられるので注意を要する。道路、橋梁の建設等の諸工事や大規模な森林伐採については営巣期を避けるべきである。」と記載されています。また、クマタカの営巣適地については「10.1.6 生態系」において予測を行っておりますが、準備書p10.1.6-32のとおり、営巣地から対象事業実施区域までのエリアが営巣ポテンシャルが高いという予測結果になっております。小原井ペアの営巣地周辺において広く伐採されているということであれば、ご指摘のとおり更に風力発電機設置予定地に近いところで営巣する可能性が考えられますが、その場合には、専門家等への意見聴取を実施し、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」に記載されている高利用域に対する保全措置について検討したいと考えております。</p>
31	<p>(3) バードストライクについて バードストライクについては、施設設置後、野</p>	<p>バードストライクについては、準備書p10.3-2に記載しておりますように、稼働後1年間、1基あ</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>鳥の3回の繁殖期において調査を行い、その後は、毎回の通常監視に合わせてその有無を記録して頂きたい。更に、その結果を公に確認できるシステムを作って頂きたい。また、記録及び公表は、全ての野鳥をその対象として頂きたい。</p> <p>準備書によると、クマタカについては、平成27年1月~11月に327回、平成27年12月~平成28年11月に450回の確認があり、対象事業実施区域内通過回数は75回ある。その内、ブレード回転域内である「対地高度約35m~121m」を飛翔した回数が35回とある。そして、確認された飛翔行動について、平成28年には、成鳥によるディスプレイ飛翔、幼鳥や若鳥の飛翔が確認され、「幼鳥の行動圏も広がりつつあります」とある。</p> <p>対象事業実施区域を含む稜線を「なわばり」の境界とする3ペア（北西側の桑の木谷ペア・南東側の小原井ペア・東側の幸重谷ペア）について、成鳥にもまして幼鳥や若鳥が稜線を越えて飛翔することは十分に考えられ、バードストライクに遭遇する危険は高いと考える。</p> <p>また、準備書によれば、クマタカの他にも多くの猛禽類がこの稜線を越えて移動していることが示されている。</p> <p>バードストライクについては確認しにくいものではあるが、できる限りその実態を把握し対策をすることが必要と考える。その為には、実態を公表し、社会がその情報を共有することが肝要と考える。</p>	<p>たり2回/月以上の頻度でバードストライク調査を実施いたします。調査については、専門的な知識を有している調査員、もしくは保守管理作業員による踏査を実施し、p10.3-1に記載のとおり、その事後調査の結果は、報告書にとりまとめて関係機関へ提出するとともに、重要な種の保護に配慮した上で、事業者のホームページにより公表することとしております。</p>
<p>32</p>	<p>(4)土捨て場について</p> <p>土捨て場の管理及び排水管理について、環境の変化につながらないよう十分な対策を頂きたい。</p> <p>工事の残土捨て場は、新設の風力発電機の最南端に設置されるようになっており、そこからの水はそのすぐ北側を流れる川に流されるものと思われる。河川が汚濁されればカワガラス、ミソサザイ、キセキレイ、カワネズミ等の野生動物の生息に影響が出ることが懸念される。</p> <p>貴社においても、風車の建設にあたっては、野鳥の生息状況等を的確に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう適切な対応をとることを強く求める。</p>	<p>土捨て場からの濁水による河川への影響については、準備書10.1.2水質の項目で予測評価を行っており、沈砂池排水口から河川までの距離に比べ、濁水到達推定距離は短いため、沈砂池排水口からの排水は、林地土壤に浸透し河川まで到達しないものと推定しています。準備書p10.1.2-14に記載しておりますように、土捨て場の沈砂池排水口から三ヶ所川までの斜面長は420mですが、排水口からの濁水到達推定距離は約50mと予測しています。さらに、「雨水の流末に設置する沈砂池は、容量に余裕を持たせ、適切な数を設置する。」「造成工事においては、開発による流出水の増加に対処するため沈砂池工事を先行し、降雨時における土砂の流出による濁水の発生を抑制する。」「排水場所の選定に当たっては、「表土が下層植生や落葉落枝に覆われる等、土壤浸透能の大きい林地を選び、傾斜が急な林地は避ける。」「沈砂池排水を広範囲の林地土壤と接触させ、土壤浸透能力を活用できるよう、しがら柵等の施工を行う。」「まとまった降雨があった場合、沈砂池からの排水状況や排水口以降の土壤浸透の状況をモニタリングし、必要に応じて対策を強化する。」等の環境保全措置を講じます。</p>

○日刊新聞紙における公告

宮崎日日新聞（平成 30 年 2 月 14 日（水））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)第二中九州大仁田山風力発電事業環境影響評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 中川隆久
 事務所の所在地 東京都港区六本木六丁目二番三十一号
 六本木ヒルズノースタワー十五階

二、対象事業の名称 (仮称)第二中九州大仁田山風力発電事業
 種類 風力発電所設置事業
 規模 発電設備出力 一、二、〇〇〇キロワット
 風力発電機の基数 六基

三、対象事業実施区域 宮崎県五ヶ瀬町、諸塚村

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 宮崎県五ヶ瀬町、諸塚村

五、縦覧の場所 五ヶ瀬町役場 企画課
 諸塚村役場 村民ホール

時間 土・日を除く午前九時から午後五時まで
 電子縦覧は次のウェブページにて実施する。
<http://www.jre.co.jp/>

期間 平成三十年二月十四日(水)から
 平成三十年三月十六日(金)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、平成三十年三月三十日(金)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

一、五ヶ瀬町 荒踊の館
 (宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所三二一六番地一)
 三月八日(木) 十八時三十分より

二、諸塚村 小原井生活改善センター
 (宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山三七六三二一)
 三月九日(金) 十八時三十分より

八、問い合わせ先 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 〒一〇六・〇〇三二 東京都港区六本木六丁目二番三十一号
 六本木ヒルズノースタワー十五階
 電話 〇三(六四五五)四九〇〇 担当 岩澤、辻岡

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報もろつか2月号（平成30年2月1日（木）発行 第815号）

もろつか

第815号 平成30年2月1日



【問い合わせ先】
（公財）スポーツ安全協会宮崎県支部
☎098515513136

②インターネット加入の場合
スポーツ安全協会ホームページ「スポ安ねっと」で必要事項を入力後、コンビニエンスストアから掛金をお支払いください。※加入区分は、活動内容や年齢で6区分に分けられます。

①銀行などで加入する場合
「加入依頼書」に必要事項を記入し、指定金融機関の窓口へ掛金とともに提出してください。振込手数料は加入者の負担になります。「加入依頼書」は、前年度加入団体は3月上旬迄に代表者住所に届きます。新たに加入される場合は、村教育委員会で依頼書をお渡しできます。

スポーツ安全保険に加入を
スポーツ安全保険の受付が3月1日から始まります。子ども会、婦人会、寿会、スポーツ文化団体など4名以上のグループで加入できます。団体活動中の万一のケガや賠償責任などの事故に備えましょう。また、熱中症や突然死も対象となります。

（仮称）第二中九州大仁田山 風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

エナジー・リニューアブル・ジャパン株式会社では、諸塚村と五ヶ瀬町の境界の大仁田山周辺で風力発電事業を計画しています。この計画に関して環境影響評価の結果を記載した「環境影響評価準備書」の縦覧を次のとおり行います。

■縦覧期間
平成30年2月14日（水）～3月16日（金）（土・日・祝祭日を除く）9時～17時

■縦覧場所
諸塚村役場村民ホール

■意見書の提出
3月30日（金）まで受け付けています。

■意見書は縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函またはお問合せ先に郵送ください。

■説明会の開催
小原井生活改善センター
3月9日（金）18時30分～20時

【問い合わせ先】
〒106-0032
東京都港区六本木6-2-131
六本木ヒルズノースタワー15階
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社事業開発本部
☎031645514900

ちびっこあつまれ！
よちよちサークル 2月の予定

10～12時、中央公民館和室で開催します。小さいお子様連れのおかあさん、妊婦さん、地域の方どうぞお気軽に♪また、諸塚保育園では毎週木曜日、9時～12時に開閉しています。こちらにもお子様と一緒に遊びに来ませんか♪お待ちしております！

代表：新名三枝子
問い合わせ先：社会福祉協議会
TEL.65-0375

活動の様子

7日（水）……積み木づくり（和室）
14日（水）……自由遊び（和室）
21日（水）……積み木づくり（和室）
28日（水）……自由遊び（和室）

友人の話す言葉の声高し我もその内耳遠くなるか
近いとも遠いとも思ふ時のあり孫と私のふしぎな関係
土持保夫

若いころ福耳だねと言われしが禍福なきまま七十年過ぐ
月に一度施設に暮らす義姉を看る「ならぬ」と思えど何時かは我も
平田カツ子

耳川のダム湖に生るる朝の靄温泉郷をやさしく包む
奥畑の防風林に風は風ぎ安住の村に人は老いゆく
山本正士

ふるさとのモザイク模様の山肌を空ゆく雲の影が撫でゆく
遠く見る椎葉の山は雪白し冷たき耳をマフラーに巻く
緑川安幸

あの人の名前を聞けば思い出す笑顔の笑窪とやわき福耳
この人の名前は思い出せないが写真の耳には見覚えがある
田尾英一

(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業

環境影響評価準備書の縦覧について

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社では、五ヶ瀬町と諸塚村の境界の大仁田山周辺で風力発電事業を計画しています。この計画に関して環境影響評価の結果を記載した「環境影響評価準備書」の縦覧を次のとおり行います。

- 縦覧期間：平成30年2月14日(水)～3月16日(金) (土・日・祝祭日を除く)
午前9時から午後5時まで
- 縦覧場所：五ヶ瀬町役場企画課
- 意見書の提出：3月30日(金)まで受け付けています。意見書は縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函、または郵送ください。
- 説明会の開催：3月8日(木) 午後6時30分～ 荒踊の館



【問い合わせ先】

- 役場企画課 ☎0982-82-1717
- ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社事業開発本部
〒106-0032 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー 15階 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ☎03-6455-4900

国民年金保険料の 納め忘れはありませんか？



国民年金保険料を納めないままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、障害・遺族年金等が受けとれない場合があります。

- 平成29年度の国民年金保険料額は、1ヶ月16,490円です。

まだ、納付がお済みでない方は、納付書をご用意の上、至急お近くの金融機関又は郵便局の窓口で納付してください。

- 納め忘れがなく納付の手間がかからない、口座振替納付もできます。

4月分からの口座振替納付を希望される場合は、2月中のお手続きが必要です。

- 経済的な理由等で国民年金保険料を納付する事が困難な場合は、猶予・免除制度もあります。

役場町民課または延岡年金事務所までお尋ねください。

【問い合わせ先】 ●役場町民課 ☎0982-82-1704 ●延岡年金事務所 ☎0982-21-5424

清和天昇苑【山都町外住民】使用料改定のお知らせ

山都町の清和天昇苑火葬場使用料が平成30年4月1日から変更となります。

区分		単位	使用料	
			現行 山都町外住民	改定後 山都町外住民
火葬	12歳以上の者の死体	1体につき	20,000円	50,000円
	12歳未満の者の死体(死胎を除く)	1体につき	16,000円	30,000円
	妊娠12週以降の死胎児	1体につき	10,000円	22,000円
	その他	1体につき	6,000円	12,000円

【問い合わせ先】 山都町役場環境水道課 ☎0967-72-4002

○インターネットによる「お知らせ」

(宮崎県のウェブサイト)

● 手続中の事業について

宮崎県環境影響評価条例に基づくもの

現在手続中の条例対象事業はありません。

環境影響評価法に基づくもの

事業の名称	事業区分	事業者名	事業実施区域	その他
中九州風力発電所設置事業	風力発電所	合同会社 J R E 中九州風力	諸塚村、五ヶ瀬町	事後調査手続中（H30年度まで） H28.9営業運転開始
串間風力発電所（仮称）設置計画	風力発電所	串間ウインドヒル株式会社	串間市	事後調査手続中（H33年度まで） H28.9工事着手
（仮称）第二中九州大仁田山風力発電事業	風力発電所	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社	諸塚村、五ヶ瀬町	準備書縦覧中（H30.3.16まで） 方法書に対する知事意見 （H28.6.3） 配慮書に対する知事意見 （H27.10.16）
（仮称）日南風力発電事業	風力発電所	Sky Wind SPC1 株式会社	日南市	配慮書手続終了 配慮書に対する知事意見 （H28.6.3）

● 評価書等の縦覧情報

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、「（仮称）第二中九州大仁田山風力発電事業」の準備書を縦覧しています。（平成30年3月16日まで）

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ

<http://www.jre.co.jp/>

(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ)

(1)

【環境影響評価準備書の縦覧について】

The screenshot shows the homepage of Japan Renewable Energy Corporation. At the top left is the logo with the text "JAPAN RENEWABLE ENERGY" and "ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社". To the right is a search bar with "EN" and "JP" buttons, and a "お問い合わせ" (Contact Us) button. Below the logo is a navigation menu with items: "企業情報", "事業案内", "地域と社会への貢献", "発電所一覧", "ニュース", and "採用情報". The main banner area has the headline "再生可能エネルギーで世界を変える For Sustainable Tomorrow" and a data bar showing "年間の総発電量 241,635,452kWh 年間CO₂削減量 121,173t-CO₂ 2017年1月~2017年12月". A news section highlights a press release from February 14, 2018, regarding the public review of an environmental impact assessment for a wind power project. Below this are four featured content blocks: "トップメッセージ updated", "持続的成長のために", "発電所一覧", and "持続可能な社会創りのために". The footer contains the company name "ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 Japan Renewable Energy Corporation", a "用地募集・事業譲渡について" button, another "お問い合わせ" button, and copyright information "© 2016 Japan Renewable Energy Corporation" along with links for "サイトマップ", "サイトポリシー", and "プライバシーポリシー".

【環境影響評価準備書の縦覧について】

The screenshot displays the website's header with the logo and navigation links: 企業情報, 事業案内, 地域と社会への貢献, 発電所一覧, ニュース, and 採用情報. Below the header is a banner image with the word 'ニュース' (News) overlaid. The main content area is titled 'ニュース 2018' and lists five news items:

- 2018年2月14日 **重要** 「(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧を行います。
[記事詳細ページへ](#)
- 2018年2月7日 **CSR** [株式会社リコー 加藤様にご講演頂きました](#)
- 2018年2月1日 **重要** [酒田港メガソーラーパークの営業運転を開始しました。](#)
- 2018年2月1日 **重要** [JRE枕崎太陽光発電所の営業運転を開始しました。](#)
- 2018年1月1日 **重要** [風力と太陽光のハイブリッド発電所「響灘ウインドエナジーリサーチパーク」が運転を開始しました。](#)

On the right side, a vertical sidebar lists the years 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, and 2013, each with a right-pointing arrow. The footer contains the company name 'ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 Japan Renewable Energy Corporation', a link for '用地募集・事業譲渡について', and another 'お問い合わせ' link. The copyright notice is '© 2016 Japan Renewable Energy Corporation' and the footer also includes links for 'サイトマップ | サイトポリシー | プライバシーポリシー'.

【環境影響評価準備書の縦覧について】

The screenshot shows the website's news section. The main article is titled "(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について" (Vertical Review of the Preparation Book for the (Provisional) Second Chubu Electric Power Co., Ltd. Nishinoshima Wind Power Generation Project Environmental Impact Assessment). The article text states that the company has held a public hearing on the preparation book at the Nishinoshima Wind Power Generation Project site on February 11, 2020, and will continue to hold public hearings. A sidebar on the right lists news items from 2013 to 2018. Below the article, there is a section for "インターネットによる縦覧" (Vertical Review via Internet) with a note that it requires Windows 10 Internet Explorer 11. A large table of contents is displayed, listing 11 chapters and their sub-sections, each with a red "PDF" icon.

■ 目次	
表紙目次	PDF
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地	PDF
第2章 対象事業の目的及び内容	PDF
第3章 対象事業実施の地及びその周辺の概況	PDF
第4章 計画内施設設置地点の選定、予測及び評価の結果	PDF
第5章 知識書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の回答	PDF
第6章 方法書についての概況及び事業者の回答	PDF
第7章 方法書に対する経済産業大臣の報告	PDF
第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法	PDF
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法についての経済産業大臣の意見	PDF
第10章 環境影響評価の結果	
10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	
10.1.1 大気環境	PDF
10.1.2 水環境	PDF
10.1.3 その他環境	PDF
10.1.4 動植物	PDF
10.1.5 騒音	PDF
10.1.6 気象気象	PDF
10.1.7 景観	PDF
10.1.8 人と自然との関わり合いの活動の場	PDF
10.1.9 高度利用等	PDF
10.2 環境の保全のための措置	PDF
10.3 事後調査	PDF
10.4 環境影響の対応計画	PDF
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地	PDF
第12章 その他環境法令で定める事項	PDF
● 資料目録	PDF
● 資料目録	PDF

【意見書の提出及び説明会の開催について】

意見書の提出について

準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（平成30年3月30日（金）まで）

(2)当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 推進部宛

（平成30年3月30日（金）当日消印有効）

意見書用紙 [PDF](#)

説明会の開催について

会場・日時

会場	日時
五ヶ瀬町 荒踊の館 （宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所3216番地1）	平成30年3月8日（木） 午後6時30分～午後8時
諸塚村 小原井生活改善センター （宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山3763-1）	平成30年3月9日（金） 午後6時30分～午後8時

お問合せ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

事業開発本部 担当 辻岡、岩澤

電話 03-6455-4900

（土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）

